

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
											公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
1	安全キャビネット 一式 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月11日	宮崎化学薬品株式会社 代表取締役 宮崎 剛 東京都板橋区小豆沢3-1-30	3011401006210	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,589,500	1,499,300	94.3%	0				
2	ビーズ式細胞破碎装置 一式 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月13日	株式会社バイオテック・ラボ 代表取締役 南郷 幸裕 東京都墨田区緑1-8-9	5010601020795	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,474,594	1,431,650	97.1%	0				
3	化学構造式描画ソフトウェアライセンス 一式 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月14日	株式会社ヒューリンクス 代表取締役 藤澤 義彦 東京都中央区日本橋箱崎町1-2-6F	7010001122001	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,333,750	1,333,750	100.0%	0				
4	官報公告料	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-28	令和6年11月14日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	6010405003434	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	-	15,246	-	0				

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
5	試薬 1点 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月15日	株式会社高長 代表取締役 高橋 祐一 東京都文京区本駒込5-2-10	2010001004658	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,144,275	1,069,420	93.5%	0				
6	試薬 1点 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月20日	株式会社高長 代表取締役 高橋 祐一 東京都文京区本駒込5-2-10	2010001004658	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,144,275	1,069,420	93.5%	0				
7	タンパク質構造解析用ワークステーション 一式 購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 本間 敏孝 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26	令和6年11月25日	株式会社バイオテック・ラボ 代表取締役 南郷 幸裕 東京都墨田区緑1-8-9	5010601020795	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	1,588,400	1,579,380	99.4%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。